



犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結します

「桐生市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援の連携協力をより一層推進していくため、桐生市、群馬県桐生警察署及び公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまの三者による協定を締結します。

先の桐生市議会において「桐生市犯罪被害者等支援条例」が議決されました。本条例は、犯罪の被害に遭われたご本人やご家族等が一日でも早く平穏な日常を取り戻せるよう様々な支援をしていくことを目的としており、令和6年4月1日から施行します。犯罪被害者等への支援をより円滑かつ効果的に行うために、三者の連携協力を図るとともに、支援制度が広く市民や事業者に認知され、理解が深まり、社会全体で支えていくことが必要であることから、関係機関の連携強化と市民等への周知浸透を図るため、今回協定を締結するものです。

記

【協定締結式】

- 日時 令和6年3月25日（月）午前11時～11時30分
- 会場 桐生市役所 3階 特別会議室
- 出席者 桐生市長 荒木恵司
群馬県桐生警察署 署長 大木晋
公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま 理事長 小磯正康
- 式次第 開会
趣旨説明
協定締結（記念撮影）
挨拶（市長、警察署長、センター理事長）
質疑応答
閉会



【問い合わせ】

市民生活部地域づくり課
女性活躍・多文化共生担当
担当：尾池・中村
TEL 0277-46-1111（内線317）